

地区計画ガイド

17 泉パークタウン桂地区（泉区）

地区計画 の目標

本地区は、民間開発により整備された郊外の住宅を主とする市街地である。

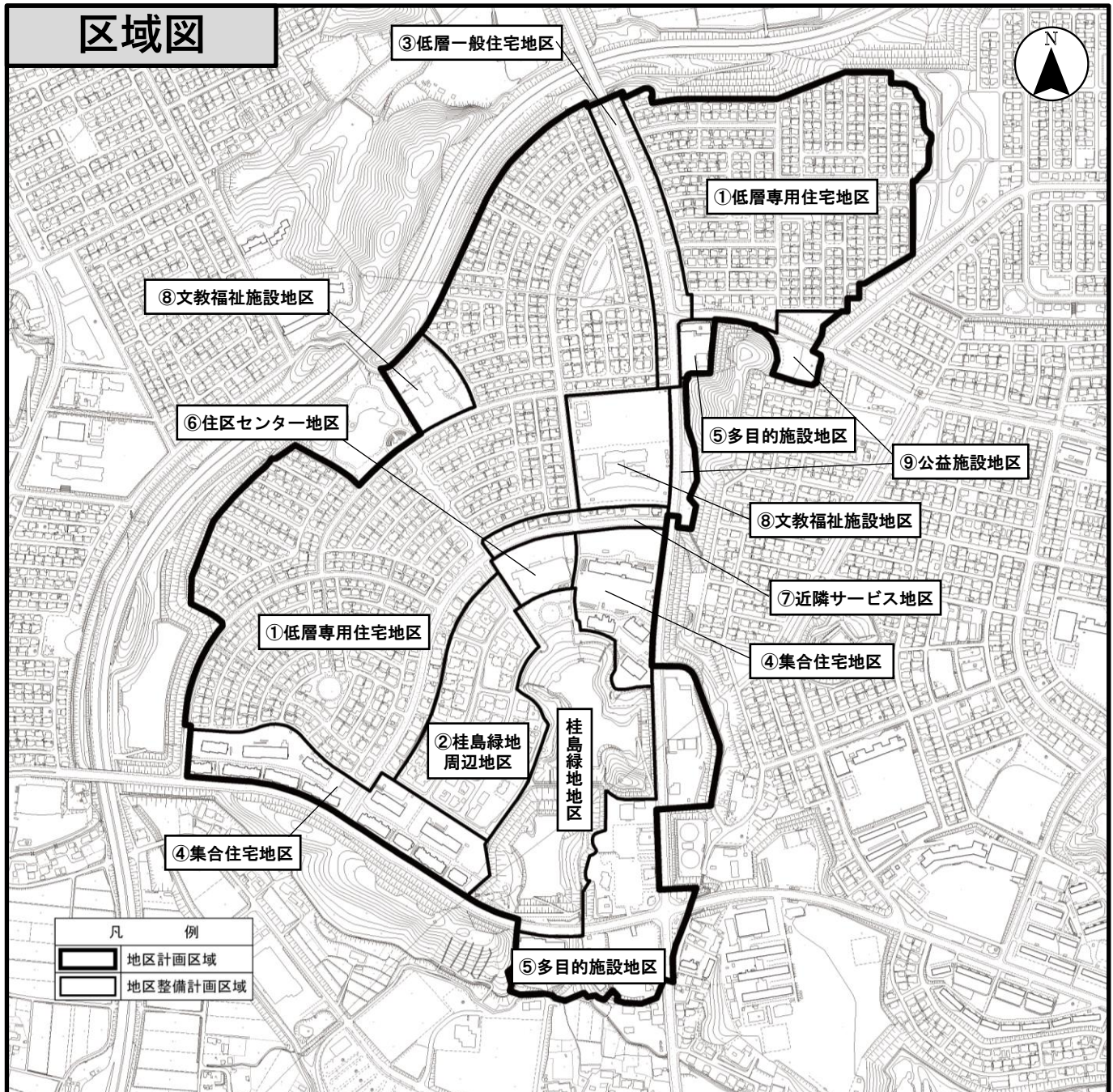
地区計画を導入することにより、本地区における街づくりを適正な方向に誘導し、良好な住環境の形成及び将来にわたっての維持・増進を図ることを目指すものである。

決定日 H3.12.13（仙告第426号）

最終
変更日 H10.6.19（仙告第365号）

【地区計画ガイド更新日：R 5. 2. 1】

区域図



地区計画ガイドは地区計画の概要を示したものです。
地区計画ガイドとあわせて「仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」をご確認ください。

仙台市の都市計画や土地利用の規制等に関する情報を、インターネットで検索できます。
下記のアドレスまたは右側のQRコードからご利用できます。
https://www2.wagmap.jp/sendai_tokei/



地区計画とは

地区計画制度は、地区の特性に応じた良好な市街地を形成していくために、住民の総意に基づき、地区に必要な道路や公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地面積、容積率、建ぺい率、かき・さくの構造や建築物の形態・意匠の制限等を、その地区のルールとして定めることができる制度です。

本地区では、以下の方針に基づくまちづくりを進めるため、建築物等への制限を定めております。

■土地利用方針

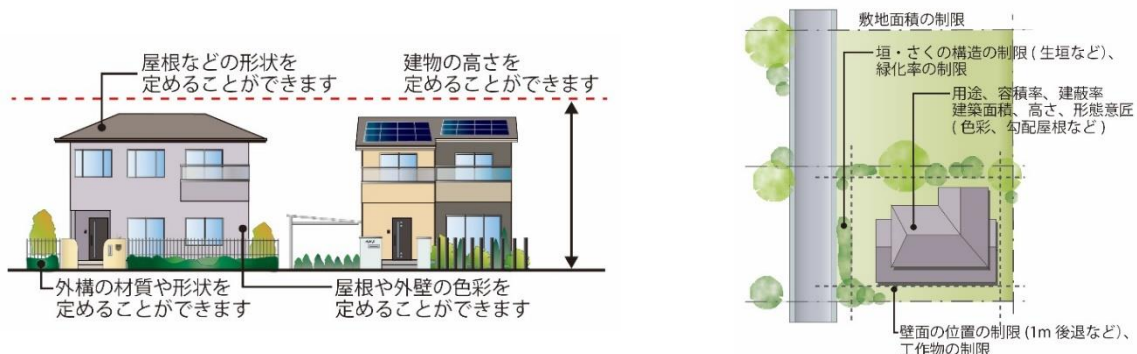
地区整備計画名	土地利用方針
①低層専用住宅地区	一戸建の専用住宅を主体に、自然と調和した閑静な落ちつきのある住宅地の形成を図る。
②桂島緑地周辺地区	一戸建の専用住宅を主体に、自然と調和した閑静な落ちつきのある住宅地の形成を図る。加えて、ゆとりある住宅地の形成を図る。
③低層一般住宅地区	閑静な住宅地に溶け込みながら、日常生活に必要な店舗、飲食店等をも含む土地利用を図る。
④集合住宅地区	戸建低層専用住宅との調和を図りながら、共同住宅を中心とする良好な居住環境の形成を図る。
⑤多目的施設地区	地域住民のための商業施設、レクリエーション施設等の多目的な用途の施設の立地を図る。
⑥住区センター地区	住宅地における日常生活のサービス拠点として、生活利便施設の立地を図る。
⑦近隣サービス地区	住区センター地区との補完地区として、生活利便施設の立地を図る。
⑧文教・福祉施設地区	住宅地にある教育施設として、小学校・中学校・福祉施設その他関連施設の立地を図る。
⑨公益施設地区	地域住民のための公共及び公益施設の立地を図る。

■建築物等への制限（各地区整備計画により、定められている制限項目は異なります。）

制限項目	目的
用途の制限	地区の目指すまちづくりにそぐわない建築物等の用途を規制することにより、その地区にふさわしい建築物等の立地の誘導を図る。
建ぺい率の最高限度	建ぺい率を制限することにより、オープンスペースが十分にとれた、ゆとりのある街並みをつくる。
敷地面積の最低限度	敷地面積の規模を制限することにより、敷地の細分化による居住環境の悪化を防止し、ゆとりのある敷地の利用を図る。
壁面の位置の制限	道路や隣地から建築物等を後退し空地を確保することにより、周辺への圧迫感を和らげ、良好な環境の形成を図る。
高さの最高限度 又は最低限度	建築物等の高さを制限することにより、高さの揃った街並みの形成や、土地の高度利用の促進を図る。
形態又は色彩 その他の意匠の制限	建築物等の屋根や外壁などの色、かたち、仕上げ等を制限することにより、特色のある街並みの形成や保全を図る。
垣又はさくの構造の制限	垣やさくの高さ、材料、かたち、色等を制限することにより、緑化の促進や塀の種類や高さを制限し、良好な景観の形成や保全を図る。

※各地区整備計画の制限内容はP4以降をご覧ください。

■地区整備計画で定められる制限（例）



地区計画の届出について

■地区計画の届出とは

- ・建設工事等に先立ち、仙台市が事前に計画内容を審査し、その適合性を確認することにより、地域の皆様が主体となって定めたまちづくりルール（地区計画）の実現を図っていくものです。
- ・地区整備計画が定められた区域内で以下の行為を行う場合は、工事に着手する30日前までに下記担当窓口へ届出を行う必要があります。

■届出が必要な行為（都市計画法第58条の2）

届出が必要な行為	内容
建築物の建築又は工作物の建設	建築物を新築、増築、改築、移転する場合 工作物（垣・さく、門・塀、擁壁、屋外広告物等）を建設する場合
建築物等の形態又は色彩その他意匠の変更	地区計画で建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限が定められている区域で、これらを変更する場合
木竹の伐採	地区計画で樹林地等の保全に関する事項が定められている区域で、木竹の伐採をする場合
土地の区画形質の変更	道路や宅地の造成、土地の切土・盛土を行う場合

※建築物等の用途の変更を行う場合は、届出が必要となる場合がありますので、各区役所街並み形成課までご相談ください。

■届出が不要な行為の例（都市計画法施行令第38条の5）

- ・既存の建築物等の管理のために必要な土地の区画形質の変更
- ・開発許可が必要な土地の区画形質の変更
- ・仮設建築物の建築又は仮設工作物の建設
- ・屋外広告物で表示面積が1㎡以下であり、かつ、高さが3m以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物の建設

■よくある質問

Q 1 住宅を新築した際、建物の届出時には外構が未定であったため、「垣又はさくの構造」を未定のまま届出を提出した。建物完成後、外構（垣・さくなど）が決定した場合、届出をする必要はあるか。

A 1 「工作物の建設」に該当する場合は、新たに「地区計画の届出」を行う必要があります。

Q 2 建物完成後、確認申請が不要である建築物を新たに建築する場合、届出をする必要はあるか。

A 2 「建築物の建築」に該当するため、新たに「地区計画の届出」を行う必要があります。

Q 3 建物の新築時に植えた生垣が枯れたため、新たな生垣を設置しようとする場合、届出をする必要はあるか。

A 3 通常の管理行為であるため、「地区計画の届出」の必要はありません。通常の管理行為か否かの判断が悩ましい場合は、担当窓口までご相談ください。

Q 4 地区計画の届出後（建物が完成する前の段階）に、建築計画の変更があり、届け出た内容に変更が生じた場合、「変更届出書」を提出する必要があるが、変更箇所が地区計画で制限されていない項目でも、「変更届出書」を提出する必要があるか。

A 4 「変更届出書」は、届出内容に変更があった場合に必要となるため、制限の有無に関わらず、届け出た内容に変更があった場合には、「変更届出書」を提出する必要があります。

Q 5 土地利用方針のみが定められた区域内で、建築物の建築又は工作物の建設の行為を行う場合、届出をする必要はあるか。

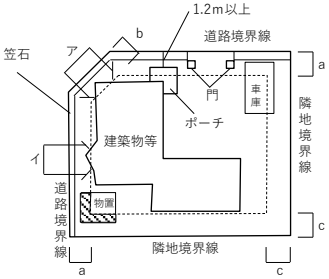
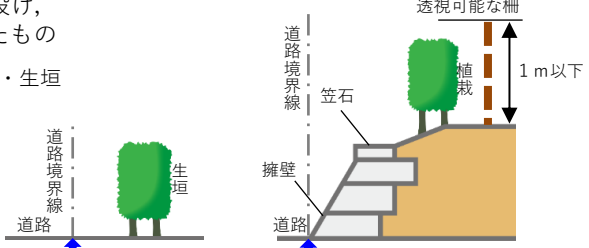
A 5 「地区計画の届出」を行う必要はありません。

お問い合わせ先

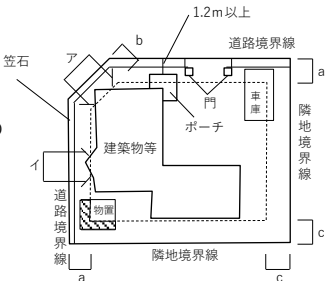
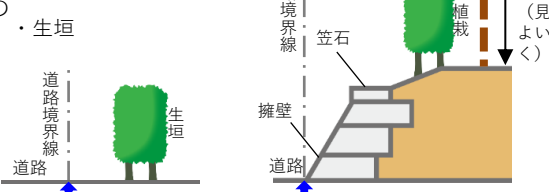
地区計画の届出、制限内容の確認、建築相談に関すること・・・各区役所 街並み形成課
青葉区 022-225-7211(代表) 宮城野区 022-291-2111(代表) 若林区 022-282-1111(代表)
太白区 022-247-1111(代表) 泉区 022-372-3111(代表)

地区計画等の都市計画に関すること・・・都市整備局 都市計画課 022-214-8295

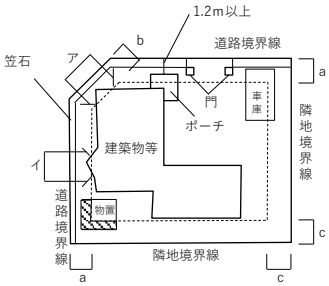
制限表

整備計画名	① 低層専用住宅地区
土地利用方針	一戸建の専用住宅を主体に、自然と調和した閑静な落ちつきのある住宅地の形成を図る。
用途の制限	下記に掲げる建築物（専らその用途に供する建築物及びこれに附属する建築物に限る。）以外は建築できません。（警察官派出所等を除く。） ア 住宅 イ 兼用住宅（学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途を兼ねるものに限る。）
敷地面積の最低限度	200㎡（警察官派出所等を除く。）
壁面の位置の制限	1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 (1) すべての道路（隅切を除く。）…2.5m以上（a） (2) すべての道路の隅切…2m以上（b） (3) すべての隣地…1.2m以上（c） 緩和規定 ① 自動車車庫でその外壁等の面が道路に面する擁壁の笠石又は道路に沿って設けられている笠石の天端の内側線より内側に位置するもの ② 図ア+イが5m以下のもの ③ 斜線部分の床面積の合計が5㎡以下で、かつ、軒の高さが2.3m以下のもの（自動車車庫を除く。） ④ ポーチその他これらに類する用途に供する建築物で、その外壁等の面が道路境界線より1.2m以上離れたもの 2. 建築物に附属する門は、擁壁等の笠石の天端の内側線より内側に位置しなければならない。 
形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 道路等に面して設ける擁壁は、間知石又は間知石に類似した表面をもつ土留用ブロックで築造するものとし、その形状、色調及び道路境界線からの離れについては築造当初からのものを維持するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りでない。 (1) 人及び車両の進入路を設置する部分（当該部分の道路面の見附長さの合計が概ね10m以下であるものに限る。） (2) 2区画以上の合併のための地盤高の修正に伴い、形状を変更する部分（擁壁の形状の変更に限る。） 2. 建築物の母屋の屋根は傾斜屋根とする。 3. 建築物の屋根の色彩は、茶、黒を基調とした落ち着いたものとする。 4. 建築物の外壁等の色彩は、原色を避け落ち着いたものとする。 5. 物置その他これに類する附属建築物は、その周囲に植栽を施すことにより、美観に配慮しなければならない。（自動車車庫を除く。） 6. 看板等は、美観・風致を害しない自己の用に供するものとし、その表示面積の合計は概ね0.5㎡以下としなければならない。ただし、公益上やむを得ないものを除く。
垣又はさくの構造の制限	道路等に面して設けるかき又はさくは、生垣とするか、次の各号に該当する柵とする。 (1) 高さ1m以下の透視可能なもの (2) 擁壁等の笠石の天端の内側線より内側に設け、当該柵と笠石との間の部分に植栽を施したもの ・ 生垣 
用途地域（容積率/建ぺい率）	第1種低層住居専用地域（60%/40%）

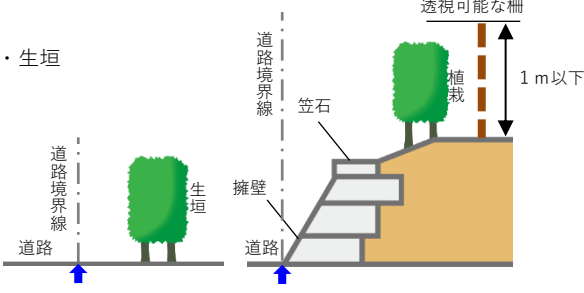
制 限 表

整備計画名	② 桂島緑地周辺地区
土 地 利 用 方 針	一戸建の専用住宅を主体に、自然と調和した閑静な落ちつきのある住宅地の形成を図る。加えて、ゆとりある住宅地の形成を図る。
用 途 の 制 限	下記の建築物は建築できません。（警察官派出所等を除く。） 住宅（専らその用途に供する建築物及びこれに附属する建築物に限る。）以外の建築物
建 ぺ い 率 の 最 高 限 度	4/10
敷 地 面 積 の 最 低 限 度	500㎡（警察官派出所等を除く。）
壁面の位置の制限	1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 (1) すべての道路（隅切を除く。）…3m以上（a） (2) すべての道路の隅切…2.5m以上（b） (3) すべての隣地…2m以上（c） 緩和規定 ① 自動車車庫でその外壁等の面が擁壁面より内側に位置するもの ② 図ア+イが5m以下のもの ③ 図イ部分の床面積の合計が5㎡以下で、かつ、軒の高さが2.3m以下のもの（自動車車庫を除く。） ④ ポーチその他これらに類する用途に供する建築物で、その外壁等の面が道路境界線より1.2m以上離れたもの 2. 建築物に附属する門は、擁壁等の笠石の天端の内側線より内側に位置しなければならない。 
形 態 又 は 色 彩 そ の 他 の 意 匠 の 制 限	1. 道路等に面して設ける擁壁の形状及び道路境界線からの離れについては、築造当初からのものを維持するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りでない。 (1) 人及び車両の進入路を設置する部分（当該部分の道路面の見附長さの合計が概ね10m以下であるものに限る。） (2) 2区画以上の合併のための地盤高の修正に伴い、形状を変更する部分（擁壁の形状の変更に限る。） 2. 建築物の母屋の屋根は傾斜屋根とする。 3. 建築物の屋根の色彩は、茶、黒を基調とした落ち着いたものとする。 4. 建築物の外壁等の色彩は、原色を避け落ち着いたものとする。 5. 物置その他これに類する附属建築物は、その周囲に植栽を施すことにより、美観に配慮しなければならない。（自動車車庫を除く。） 6. 看板等は、美観・風致を害しない自己の用に供するもので、表示面積は概ね0.5㎡以下とし、敷地境界線より1m以上離して配置しなければならない。ただし、公益上やむを得ないものを除く。
垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限	道路等に面して設けるかき又はさくは、生垣とするか、又は次の各号に該当する柵とする。 (1) 高さ1m以下のもの（見通しの良いものは、この限りでない。） (2) 擁壁より内側に設け、当該柵と境界線との間の部分に植栽を施したもの (3) 周囲の環境に調和する素材を使用したもの ・ 生垣 ・ (1)～(3)に該当する柵 柵（周囲の環境に調和する素材） 1m以下（見通しのよい柵を除く） 
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	第1種低層住居専用地域（60%/40%）

制 限 表

整備計画名	③ 低層一般住宅地区
土 地 利 用 方 針	閑静な住宅地に溶け込みながら、日常生活に必要な店舗、飲食店等をも含む土地利用を図る。
用 途 の 制 限	下記の建築物は建築できません。 ア 共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋 イ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。） ウ ボーリング場、スケート場又は水泳場 エ ホテル又は旅館 オ 自動車教習所 カ 畜舎 キ 自動車に直接燃料を供給するための施設
敷 地 面 積 の 最 低 限 度	250㎡（警察官派出所等を除く。）
壁面の位置の制限	1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 (1) すべての道路（隅切を除く。）…2.5m以上（a） (2) すべての道路の隅切…2m以上（b） (3) すべての隣地…1.2m以上（c） 緩和規定 ① 自動車車庫でその外壁等の面が擁壁面より内側に位置するもの ② 図ア+イが5m以下のもの ③ 斜線部分の床面積の合計が5㎡以下で、かつ、軒の高さが2.3m以下のもの（自動車車庫を除く。） ④ ポーチその他これらに類する用途に供する建築物で、その外壁等の面が道路境界線より1.2m以上離れたもの 2. 建築物に附属する門は、擁壁等の笠石の天端の内側線より内側に位置しなければならない。 
高 さ の 最 高 限 度	10m
形 態 又 は 色 彩 そ の 他 の 意 匠 の 制 限	1. 道路等に面して設ける擁壁は、間知石又は間知石に類似した表面をもつ土留用ブロックで築造するものとし、その形状、色調及び道路境界線からの離れについては築造当初からのものを維持するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りでない。 (1) 人及び車両の進入路を設置する部分（道路に面する部分に限る。） (2) 2区画以上の合併のための地盤高の修正に伴い、形状を変更する部分（擁壁の形状の変更に限る。） 2. 建築物の母屋の屋根は傾斜屋根とする。 3. 建築物の屋根の色彩は、茶、黒を基調とした落ち着いたものとする。 4. 建築物の外壁等の色彩は、原色を避け落ち着いたものとする。 5. 物置その他これに類する附属建築物は、その周囲に植栽を施すことにより、美観に配慮しなければならない。（自動車車庫を除く。） 6. 屋外広告物は、美観・風致を害しない自己の用に供するものとし、その表示面積の合計は次の各号に該当しなければならない。ただし、公益上やむを得ないものを除く。 (1) 幅員12m未満の道路に面する部分・・・概ね1㎡以下 (2) 幅員12m以上の道路に面する部分・・・概ね3㎡以下

制 限 表

整備計画名	③ 低層一般住宅地区
垣又はさくの構造の制限	道路等に面して設けるかき又はさくは、生垣とするか、又は次の各号に該当する柵とする。 (1) 高さ1 m以下の透視可能なもの (2) 擁壁等の笠石の天端の内側線より内側に設け、当該柵と笠石との間の部分に植栽を施したもの ・ (1) , (2) に該当する柵 
用途地域 (容積率/建ぺい率)	第1種住居地域 (200%/60%)

制限表

整備計画名	④ 集合住宅地区
土地利用方針	戸建低層専用住宅との調和を図りながら、共同住宅を中心とする良好な居住環境の形成を図る。
用途の制限	下記の建築物は建築できません。 ア 住宅 イ 兼用住宅
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 - すべての道路…3m以上 - すべての隣地…3m以上 緩和規定 ① 物置その他これに類する用途に供する建築物で、その外壁等の面が敷地境界線より1m以上離れたもの
形態又は色彩その他の意匠の制限	- 建築物の屋根及び外壁等の色彩は、原色を避け落ち着いたものとする。 - 物置その他これに類する附属建築物は、その周囲に植栽を設置することにより美観に配慮しなければならない。
垣又はさくの構造の制限	道路等に面して設けるかき又はさくは、生垣とするか、又は次の各号に該当する柵とする。 - 高さ1.2m以下の透視可能なもの - 当該柵と道路等の境界線との間の部分に植栽を施したもの ・ 生垣 ・ (1), (2) に該当する柵 道路境界線 生垣 道路境界線 透視可能な柵 植栽 1.2 m 以下
用途地域(容積率/建ぺい率)	第1種中高層住居専用地域 (200%/60%)

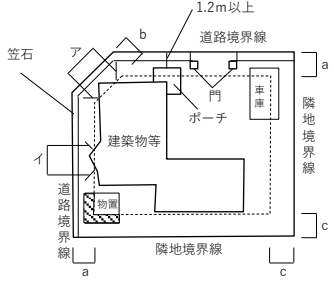
制限表

整備計画名	⑤ 多目的施設地区
土地利用方針	地域住民のための商業施設、レクリエーション施設等の多目的な用途の施設の立地を図る。
用途の制限	下記の建築物は建築できません。 ア 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。） イ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの ウ 自動車教習所
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 - すべての道路…3m以上 - すべての隣地…3m以上 緩和規定 ① 物置その他これに類する用途に供する建築物で、その外壁等の面が敷地境界線より1m以上離れたもの
形態又は色彩その他の意匠の制限	- 建築物の屋根及び外壁等の色彩は、原色を避け落ち着いたものとする。 - 物置その他これに類する附属建築物は、その周囲に植栽を施すことにより美観に配慮しなければならない。
垣又はさくの構造の制限	道路等に面して設けるかき又はさくは、生垣とするか、又は次の各号に該当する柵とする。 - 高さ1.2m以下の透視可能なもの - 当該柵と道路等の境界線との間に植栽を施したもの ・ 生垣 ・ (1), (2) に該当する柵 道路境界線 道路 生垣 道路境界線 道路 透視可能な柵 植栽 1.2 m 以下
用途地域(容積率/建ぺい率)	第1種住居地域（200％／60％），第2種住居地域（200％／60％）

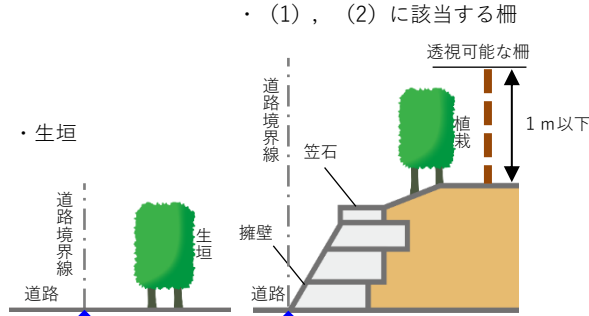
制限表

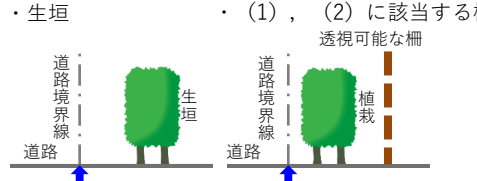
整備計画名	⑥ 住区センター地区
土地利用方針	住宅地における日常生活のサービス拠点として、生活利便施設の立地を図る。
用途の制限	下記の建築物は建築できません。 ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 1階を共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋の用途に供するもの エ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。） オ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの カ ホテル又は旅館 キ 自動車教習所 ク 自動車に直接燃料を供給するための施設
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 1. すべての道路…3m以上 2. すべての隣地…3m以上 緩和規定 ① 物置その他これに類する用途に供する建築物で、その外壁等の面が敷地境界線より1m以上離れたもの
形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の屋根及び外壁等の色彩は、原色を避け落ち着いたものとする。 2. 物置その他これに類する附属建築物は、その周囲に植栽を設置することにより美観に配慮しなければならない。
垣又はさくの構造の制限	道路等に面して設けるかき又はさくは、生垣とするか、又は次の各号に該当する柵とする。 (1) 高さ1.2m以下の透視可能なもの (2) 当該柵と道路等の境界線との間の部分に植栽を施したもの ・ 生垣 ・ (1), (2) に該当する柵
用途地域(容積率/建ぺい率)	近隣商業地域 (200%/80%)

制限表

整備計画名	⑦ 近隣サービス地区
土地利用方針	住区センター地区との補完地区として、生活利便施設の立地を図る。
用途の制限	下記の建築物は建築できません。 ア 住宅又は兼用住宅（診療所又は店舗等に併設されるものを除く。） イ 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 ウ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。） エ ボーリング場、スケート場又は水泳場 オ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの カ ホテル又は旅館 キ 自動車教習所 ク 畜舎 ケ 自動車に直接燃料を供給するための施設
敷地面積の最低限度	250㎡（警察官派出所等を除く。）
壁面の位置の制限	1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 (1) すべての道路（隅切を除く。）…2.5m以上（a） (2) すべての道路の隅切…2m以上（b） (3) すべての隣地…1.2m以上（c） 緩和規定 ① 自動車車庫でその外壁等の面が道路に面する擁壁の笠石又は道路に沿って設けられている笠石の天端の内側線より内側に位置するもの ② 図ア+イが5m以下のもの ③ 斜線部分の床面積の合計が5㎡以下で、かつ、軒の高さが2.3m以下のもの（自動車車庫を除く。） ④ ポーチその他これらに類する用途に供する建築物で、その外壁等の面が道路境界線より1.2m以上離れたもの 2. 建築物に附属する門は、擁壁等の笠石の天端の内側線より内側に位置しなければならない。 
高さの最高限度	10m
形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 道路等に面して設ける擁壁は、間知石又は間知石に類似した表面をもつ土留用ブロックで築造するものとし、その形状、色調及び道路境界線からの離れについては築造当初からのものを維持するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りでない。 (1) 人及び車両の進入路を設置する部分（道路に面する部分に限る。） (2) 2区画以上の合併のための地盤高の修正に伴い、形状を変更する部分（擁壁の形状の変更に限る。） 2. 建築物の屋根及び外壁等の色彩は、原色を避け落ち着いたものとする。 3. 物置その他これに類する附属建築物は、その周囲に植栽を施すことにより、美観に配慮しなければならない。

制限表

整備計画名	⑦ 近隣サービス地区
垣又はさくの構造の制限	道路等に面して設けるかき又はさくは、生垣とするか、又は次の各号に該当する柵とする。 (1) 高さ1 m以下の透視可能なもの (2) 擁壁等の笠石の天端の内側線より内側に設け、当該柵と笠石との間の部分に植栽を施したもの  ・ (1), (2) に該当する柵 透視可能な柵 1 m以下 ・ 生垣 道路境界線 笠石 擁壁 道路 植栽
用途地域 (容積率/建ぺい率)	第1種中高層住居専用地域 (200%/60%), 近隣商業地域 (200%/80%)

整備計画名	⑧ 文教・福祉施設地区
土地利用方針	住宅地にある教育施設として、小学校・中学校・福祉施設その他関連施設の立地を図る。
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 1. すべての道路…3m以上 2. すべての隣地…3m以上 緩和規定 ① 物置その他これに類する用途に供する建築物で、その外壁等の面が敷地境界線より1m以上離れたもの
形態又は色彩 その他の意匠の制限	1. 建築物の屋根及び外壁等の色彩は、原色を避け落ち着いたものとする。 2. 物置その他これに類する附属建築物は、その周囲に植栽を設置することにより美観に配慮しなければならない。
垣又はさくの構造の制限	道路等に面して設けるかき又はさくは、生垣とするか、又は次の各号に該当する柵とする。 (1) 透視可能なもの (2) 当該柵と道路等の境界線との間の部分に植栽を施したもの  ・ 生垣 道路境界線 道路 植栽 透視可能な柵 ・ (1), (2) に該当する柵
用途地域 (容積率/建ぺい率)	第1種低層住居専用地域 (60%/40%), 第1種中高層住居専用地域 (200%/60%)

制 限 表

整備計画名	⑨ 公益施設地区
土 地 利 用 方 針	地域住民のための公共及び公益施設の立地を図る。
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 - すべての道路…2.5m以上 - すべての隣地…2.5m以上 緩和規定 ① 物置その他これに類する用途に供する建築物で、その外壁等の面が敷地境界線より1m以上離れたもの
形 態 又 は 色 彩 そ の 他 の 意 匠 の 制 限	- 建築物の屋根及び外壁等の色彩は、原色を避け落ち着いたものとする。 - 物置その他これに類する附属建築物は、その周囲に植栽を設置することにより美観に配慮しなければならない。 - 屋外広告物は、美観・風致等を良好に保つものとする。
垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限	道路等に面して設けるかき又はさくは、生垣とするか、又は次の各号に該当する柵とする。 - 高さが1.2 m以下の透視可能なもの - 当該柵と道路等の境界線との間に植栽を施したもの ・ 生垣 ・ (1), (2) に該当する柵
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	第1種低層住居専用地域 (60%/40%, 80%/50%)

傾斜屋根について

本地区は、街並み景観の統一感を醸成するために、「傾斜屋根」という形態の制限を地区計画に取り入れております。そこで、設計上の参考として、屋根の勾配が20%以上かつバルコニー形状等で屋根とみなされない部分が建築面積の1/4以下となるような配慮をお願いいたします。

用語の解説

※本地区では使用されていない用語も含まれております。

用 語	用語の解説
法	建築基準法
令	建築基準法施行令
風 営 法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
一 戸 の 住 宅 の 用 途	兼用住宅に係る住宅の用途を含む。
住 宅	一戸の住宅の用途に供する建築物で、兼用住宅以外のもの
兼 用 住 宅	一戸の住宅の用途に供する建築物で、住宅以外の用途を兼ねるもの
店 舗 等	店舗、飲食店又は事務所
学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
専 修 学 校	学校教育法第124条に規定する専修学校
各 種 学 校	学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
老 人 福 祉 施 設 等	老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づき設置される老人福祉施設及び有料老人ホーム
児 童 福 祉 施 設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき設置される児童福祉施設
サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅
サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅等	サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅その他これに類するもの又は児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する共同生活援助、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護若しくは同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは地区内の施設の従事者及びその家族若しくは入院患者の家族の居住の用に供するもの
薬 局	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局
店舗型性風俗特殊営業	風営法第2条第6項各号に掲げる営業
第 二 石 油 類	消防法（昭和23年法律第186号）別表の備考14に規定する第二石油類
自 転 車 等 駐 車 場	仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例（昭和62年仙台市条例第12号）第2条第2号に規定する自転車等駐車場
警 察 官 派 出 所 等	警察官派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの
平家建の附属建築物等	平家建の附属建築物又は門若しくはへい
整 備 計 画 区 域	地区整備計画が定められた区域
都 市 再 生 特 別 地 区	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条第1項の規定により定められた都市再生特別地区
指 定 容 積 率	都市計画法第8条第3項第2号イの規定により定められた建築物の容積率
隣 地	公園、緑道、地区施設用地、鉄道用地、水路、公共空地その他の隣地
道 路 等	道路若しくは緑道
外 壁 等	外壁又はこれに代わる柱
ひ さ し 等	ひさし、屋根その他これらに類するもの
コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 造 等	コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造その他これらに類するもの
擁 壁 等 の 笠 石	擁壁の笠石又は道路等に沿って設けられている笠石